

マージン率等に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づき、以下の項目について下記の情報を提供します。

1、対象期間：令和6年6月～令和7年5月

2、派遣実績

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ①派遣労働者ののべ人数 | ： 1 名 |
| ②派遣先事業所の数 | ： 1 社 |
| ③派遣料金 | ： 37,796 円
(1日8時間あたりの平均額) |
| ④派遣労働者の賃金 | ： 36,659 円
(1日8時間あたりの平均額) |
| ⑤マージン率 | ： 3.0%
((派遣料金－賃金) ÷ 派遣料金) |

3、労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している。

当該労使協定対象者となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期限の終期 (令和8年3月31日)

4、教育訓練に関する事項

(教育訓練方法：OFF-JT/O-JT、社員の費用負担：なし、賃金：有給)

- ①一般的な教育訓練
コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修
- ②キャリアアップに資する教育訓練
新入社員研修、技能訓練、中堅社員研修

5、福利厚生等に関する事項

社会保険、教育訓練・研修、キャリアコンサルティング、資格取得支援、特別休暇、
両立支援休暇、慶弔見舞金